

有料・無料職業紹介事業 変更等手続提出書類一覧表

項 目				変 更 の 届 出																	有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付
				法 人 名 称 ・ 氏 名	住 所	代 表 者 （ 法 人 の み ）	代 表 者 の 氏 名 の み ・ 住 所 の み （ 法 人 ）※7	役 員 （ 法 人 ）	役 員 の 氏 名 の み ・ 住 所 の み （ 法 人 ）※7	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	職 業 紹 介 責 任 者 （ 交 代 ・ 新 任 ）	所 の み※7	職 業 紹 介 責 任 者 の 氏 名 の み ・ 住 所 の み※7	兼 業 の 種 類	事 業 所 の 新 設 ※4	事 業 所 の 廃 止 ※6	取 扱 職 種 の 範 囲 等 の 届 出 ・ 変 更	取 次 機 関 の 追 加	届 出 制 手 数 料 表 の 届 出 ・ 変 更	
提 出 期 日				提出部数 正 コピー	変更日の翌日から10日以内 （登記事項証明書を添付する変更の場合は 変更日の翌日から30日以内）								変更日の 翌日から 30日以内		変更日の翌日 から10日以内		速やかに		事前	連 や か に	
申 請 ・ 届 出 書 類	職業紹介事業計画書	【様式第2号】	1	2											○			特別の法人無料職業紹介事業変更等 手続提出書類「一覧表」を参照 してください。			
	届出制手数料届出書	【様式第3号】	1	2											△				○		
	職業紹介事業変更届出書等	【様式第6号】	1	2			○	○	○	○			○	○	○						
	職業紹介事業変更届出書 及び職業紹介事業許可証書換申請書	【様式第6号】	1	2	○	○				○	○									○	
	職業紹介事業許可証再交付申請書	【様式第6号】	1	2																	
	取扱職種の範囲等の届出書	【様式第6号】	1	2											△		○				
添 付 書 類	定款(写し)又は寄付行為(写し)		-	2	法人 ○	法人 △					法人 △	法人 △			法人 ○			特別の法人無料職業紹介事業変更等 手続提出書類「一覧表」を参照 してください。			
	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		1	1	法人 ○	法人 ○	○	○	○	○	法人 △	法人 △			法人 ○						
	代表者の住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)		1	1	個人 ○	個人 ○	○	△													
	代表者の履歴書(注:履歴書記入見本参照)		1	1		個人 ○	○														
	役員の住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)		1	1					○	△											
	役員の履歴書(注:履歴書記入見本参照)		1	1					○												
	代表者または役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書※9		1	1			△		△												
	財産的基礎関係書類(必要書類は下欄を参照)※5														△						
	建物(不動産)の登記事項証明書(全部事項証明書) (申請者が所有する場合)	※1	1	1								○			○						
	建物(不動産)の賃貸借契約書等の写し(他人が所有する場合)※2		-	2																	
	職業紹介責任者の住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)		1	1									○	△		○					
	職業紹介責任者の履歴書(注:履歴書記入見本参照)		1	1									○			○					
	職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書※9(注:代表者、役員と同一である場合は省略可)		1	1									△								
	個人情報適正管理規程		1	1												○					
	業務の運営に関する規程		1	1												○			○		
手数料表		1	1												○			○			
職業紹介責任者講習受講証明書(写)※3		-	2									○			○						
有料・無料職業紹介事業許可証及び許可条件通知書の返納 (後日新しい許可証と交換となります。(事業所廃止の場合は届出時に返納してください。))					○	○					○	○				○	○		△		

法人の場合の財産的基礎関係書類	提出部数	
	正	コピー
貸借対照表 (最近の事業年度のもので、税務署に提出したものの写し)	-	2
損益計算書 (最近の事業年度のもので、税務署に提出したものの写し)	-	2
株主資本等変動計算書 (最近の事業年度のもので、税務署に提出したものの写し)	-	2
法人税の納税申告書(別表1)の写し	-	2
法人税の納税申告書(別表4)の写し	-	2
法人税の納税証明書(その2 所得金額用)	1	1

※1: 事務所の見取り図(寸法、面積の記載のあるもの)を添付してください。

※2: 転貸となっている場合は、建物の所有者が「転貸の承諾」を行っていることの確認が必要となり、所有者と貸主の間で締結されている貸借契約書(原契約)の写しの提出が必要となります。

※3: 許可有効期間満了日前の5年以内に受講していることが必要です。

※4: 事業所の新設を行う場合は、事前に余裕を持って岐阜労働局需給調整事業室に相談してください。

※5: 有料・無料職業紹介事業許可条件通知書に記載のある事業所数を超えて事業所を新設する場合は、「財産的基礎関係書類」の提出が必要です。

※6: すべての事業所を廃止する場合は、変更届ではなく、職業紹介事業廃止届(様式第7号)となります。

※7: 代表者・役員・職業紹介責任者の氏名のみを変更した場合は、変更の内容が確認できる公的書類を、また、代表者・役員・職業紹介責任者の住所のみを変更した場合は、住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)を添付してください。
なお、役員の住所のみを変更した場合は、法人の登記事項証明書は不要(ただし、法人の登記事項証明書に役員の住所が記載されている場合は必要)ですが、代表者の住所のみを変更した場合は、法人の登記事項証明書を添付してください。

※8: 簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合を除く。

※9: 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限りです。

<お願い> 上記以外にも必要に応じて、補足資料(誓約書等)の提出をお願いすることがあります。

個人の場合の財産的基礎関係書類			提出部数	
			正	コピー
共通	所得税の納税申告書の写し (最近の納税期のもの)		-	2
	納税証明書(その2)(最近の納税期のもの)		1	1
※8 青色申告	貸借対照表の写し(最近の納税期のもの)	所得税青色申告 決算書(一般用) の写し(税務署の 受付印のあるもの)	-	2
	損益計算書の写し(最近の納税期のもの)			
青色申告以外	不動産登記事項証明書(土地、建物)(全部事項証明書)		1	1
	固定資産税評価額証明書		1	1
	預金残高証明書(納税期末日のもの)		1	1
	貸付金残高証明書 等(納税期末日のもの)		1	1

国外にわたる職業紹介を行う場合
【取次機関を利用しない場合】

提出様式	職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）		原本1部	コピー2部
添付書類	①	相手先国の関係法令及びその日本語訳	—	コピー2部
		相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分が必要		
	②	相手先国において国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び外国語で記載されている場合はその日本語訳	—	コピー2部
		（相手先国において許可等を受けている場合、） その許可証・登録証等の写し及びその日本語訳		
		（相手先国において許可等を受けていない場合、） 当該国もしくは日本における法律専門家（海外の労働法規等に精通している者）の証明書類と外国語で記載されている場合はその日本語訳	原本1部	コピー2部

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。